

被災者生活再建支援制度

(注) 8月25日現在の情報を掲載しています。

ご自宅が被災された方々に対し、被災者生活再建支援金を支給します。

1 対象世帯

住宅が床上浸水被害を受け、その居住地に住民登録がある世帯
※店舗併用住宅の場合、店舗内の床上に浸水しても住宅の床上に浸水していない場合は対象外となります。

2 手続きできる方

世帯主または代理人（原則として同一世帯の方）

3 支給額

〔 単身世帯：225,000円 複数世帯：300,000円 〕
支給決定後、指定の銀行口座に振り込みます。

4 受付期間

9月1日（木）～9月30日（金）午前8時30分～午後5時30分まで
※土日、祝日は除く

5 手続き方法

居所の住所地の区役所健康福祉課にて、以下の書類を持参のうえ、手続きができます。

- ① 罹災証明書（ふるまち庁舎税制課で発行）
- ② 世帯全員記載の住民票（区民生活課または窓口サービス課、出張所、連絡所、行政サービスコーナーで発行）
※住民票は、続柄・本籍省略のもの

6 問い合わせ先

新潟市福祉部福祉総務課 TEL：025-226-1170